

「経営・ビジネス・生活」のちょっとしたヒントや気になる話題など様々なお役立ち情報を発信!

💡 C-Box通信 4月号

はじめに

今年の桜の開花は早かったですね!毎年、毎年早くなっているような気がします、これも温暖化のせいなのでしょう。私も、この4月で還暦を迎えました。子供の頃、60歳といえば、お爺さんと思っていましたが、いざ自分がその歳になると感慨深いものがあります。一方で、60歳代、70歳代、80歳代の先輩方が色々な分野で、いまだに現役で頑張っているのを見ると、まだまだこれからという気分にもなってきます。これからも、明るく、楽しく、元気に皆様のお役に立てるよう頑張ってお参りますので今後ともよろしくお願い申し上げます。では、春爛漫4月のC-BOX通信をお届け致します。



今月のコラム

「税と政治と行政と」

毎年の税制改正により、4月から新しい税金体系に代わるものがあります。また、今年の春は統一地方選挙が日本各地で行われ、新しい知事、市長、地方議員が誕生します。そこでまず、税と政治について考えてみたいのですが、少子高齢化と世界的な景気不透明さの中で税収はこれから先細ってきます。それを補うように消費税のインボイス制度の導入、相続税の課税強化といった増税が進められておりますが、徴収された税金がどのように使われているかは国民にとって、不透明に感じるご様子です。そんな中、今回の地方選挙。知事、市長はともかく県議会議員、市町村議員がそんなにいるものなかなと思いませんか。これから人口が減っていくのに議員の数だけは現状維持。それでは、いくら税収があっても国、地方の財政は厳しくなること必至です。これは国会議員についても同様です。とりわけ参議院など、それこそ憲法を改正してでも廃止してもらいたいものです。また、税については皆様ご存じかと思いますが、今年の10月から、消費税のインボ



イス制度が始まります。先程「ご存じか」と申しましたが、われわれ専門家もその全体像は分かっていても、いざ運用!となると、いろいろとわからないこと疑問点が次々と湧いてきて、自信をもって「存じております」とは言い切れないジレンマがあります。まだ、施行前ですが税務署の職員の方に疑問点をお聞きしても明確にお応え願えないのが現状です。税務行政の現場サイド(税務署)と中央官庁(財務省、国税庁)とのギャップがここでも発生しています。われわれ税の専門家や税務署の職員といった実務を司る者と、実務を見くびっている立法者である政治家や法律立案者である中央官庁キャリアとの間の溝はいつの時代でも埋めることは出来ないみたいです。消費税で税収を稼ぎたいのであれば、いっそのこと免税事業者をなくす方が、インボイス制度導入に要する時間や労力といった様々なコストが削減でき、かつ、税の公平性が保てるようになるかと思うのですがいかがでしょうか?



とある事例をもとに税務について知識を深めましょう!

いちご白書

クイック税務

今月のクイック税務は“インボイス制度”についてです。きちんと理解して考えを深めましょう!

今月のケース

インボイス制度の準備は進んでいますか その②

前 回のクイック税務では、インボイス制度の基本を振り返りながら、売手の場合の進捗を確認して参りましたが、今回は買手の場合を取り上げてみます。

買手の場合

01 簡易課税制度の検討

免税事業者が課税事業者となった場合には、消費税の納税計算が必要となります。これまでよりも事務負担が増えるため、売上だけで納める消費税額が計算できる「簡易課税制度」の適用を検討しましょう。なお、「簡易課税制度」を適用する場合は支払関係のインボイスの保存が不要となるため、以下の検討は不要です。

02 免税事業者への対応

インボイスの交付が依頼できない免税事業者との取引について、見直しか否かの検討は済んでいますか。独占禁止法等の観点から、一方的な通告は禁止されています。交渉の際にはご注意ください。

03 インボイスが必要な取引を抽出

3万円未満の自動販売機による飲料購入や公共交通機関の切符購入など、インボイスが不要な取引を除き、原則としてインボイスの保存が必要となります。ただし、基準期間(個人は前々年・法人は前々事業年度)における課税売上高が1億円以下等一定の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間、税込1万円未満の少額取引について、インボイスの保存を不要とする特例があります。

このように、インボイスが必要な取引と不要な取引とが混在します。インボイスが必要な取引を抽出し、どのようなインボイスの交付を受けるのか、事前に確認しておきましょう。その際、インボイスが確実に経理担当者へ渡るよう、社内の流れもしっかり確認しておく、開始後の混乱が防止できます。



04 書類の保存方法等の検討

インボイス制度開始後、消費税の計算においては、以下の3つの書類に大別されます。

- ① インボイス
- ② 区分記載請求書(免税事業者からの課税仕入に係る経過措置(80%・50%控除)の適用を受ける場合)
- ③ 上記以外

これらをどのような形式で受け取り、どう保存するのか、電子帳簿保存法の適用も踏まえて検討されるとよいでしょう。

05 納税計算

仕入に係る消費税額を計算する方法も、割戻し計算と積上げ計算があります。

主なチェックポイント

- 簡易課税制度の適用を検討したか
- 以下は、簡易課税制度を選択しなかった場合
 - 免税事業者に対する交渉は完了しているか
 - インボイスが必要な取引を抽出し、どの書類がインボイスに該当するか、社内の流れも確認したか
 - 書類の保存方法等を検討し、準備は行ったか
 - 仕入れに係る消費税額の計算方法を決めたか

なお、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けて、登録日から課税事業者となるなど一定の事業者は、最長約3年の間、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例措置があります。この特例は事前の届出が不要で、申告の際に選択する旨を申告書に付記することで適用できます。この点も、あわせてご確認ください。

もっと詳しく知りたい、相談したいという方は
下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士法人オフィスいちご
有限会社コンサルティングボックス
荻野公認会計士事務所

TEL 052-848-7145